

日医発第 470 号 (保 96)  
平成 19 年 8 月 21 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
唐 澤 祥 人

検査料の点数の取扱いについて

標記について、平成 19 年 7 月 31 日付保医発第 0731001 号で厚生労働省保険局医療課長から別添 1 のとおり取り扱う通知があり、平成 19 年 8 月 1 日から適用となりました。

本通知の内容に関して、本会において別添 2 のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

また、本件につきましては、日本医師会雑誌 10 月号に掲載を予定しております。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて  
(平 19. 7. 31 保医発第 0731001 号 厚生労働省保険局医療課長通知)
2. 新たに保険適用が認められた検査 (日本医師会保険医療課)

保医発第0731001号

平成19年7月31日

地方社会保険事務局長 殿  
都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長 殿  
都道府県老人医療主管部(局)

老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306001号)の一部を下記のとおり改正し、平成19年8月1日から適用しますので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

### 記

1 別添1第2章第3部第1節第1款D008中(16)から(24)を(17)から(25)までとし、(15)の次に次のように加える。

(16) 低カルボキシル化オステオカルシン (ucOC) 精密測定

ア 低カルボキシル化オステオカルシン (ucOC) 精密測定は、区分「D008」内分泌学的検査の「16」のオステオカルシン精密測定に準じて算定できる。

イ 低カルボキシル化オステオカルシン (ucOC) 精密測定は、骨粗鬆症におけるビタミンK<sub>2</sub>剤の治療選択目的で行った場合又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、治療開始前においては1回、その

後は6月以内に1回に限り算定できる。

2 別添1第2章第3部第1節第1款D014に次のように加える。

(19) 抗GM1 IgG抗体

ア 抗GM1 IgG抗体は、区分「D014」自己抗体検査に準じ、区分「D026」検体検査判断料の「5」の免疫学的検査判断料を算定する。

ただし、検査料については、区分「D009」腫瘍マーカーの「16」のインターロイキン2受容体（IL-2R）精密測定に準じて算定できる。

イ 抗GM1 IgG抗体は、ELISA法により、進行性筋力低下又は深部腱反射低下等のギラン・バレー症候群が疑われる所見が見られる場合において、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。

(20) 抗GQ1b IgG抗体

ア 抗GQ1b IgG抗体は、区分「D014」自己抗体検査に準じ、区分「D026」検体検査判断料の「5」の免疫学的検査判断料を算定する。

ただし、検査料については、区分「D009」腫瘍マーカーの「16」のインターロイキン2受容体（IL-2R）精密測定に準じて算定できる。

イ 抗GQ1b IgG抗体は、ELISA法により、眼筋麻痺又は小脳性運動失調等のフィッシャー症候群が疑われる場合において、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。

(参考：新旧対照表)

◎ 「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306001号)別添1第2章第3部中

現 行	改 正 後
<p>D008 内分泌学的検査 (1)～(15) (略)</p> <p>(16)～(24) (略)</p> <p>D014 自己抗体検査 (1)～(18) (略)</p>	<p>D008 内分泌学的検査 (1)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>低カルボキシル化オステオカルシン (ucOC) 精密測定</u> ア <u>低カルボキシル化オステオカルシン (ucOC) 精密測定は、区分「D008」内分泌学的検査の「16」のオステオカルシン精密測定に準じて算定できる。</u> イ <u>低カルボキシル化オステオカルシン (ucOC) 精密測定は、骨粗鬆症におけるビタミンK<sub>2</sub>剤の治療選択目的で行った場合又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、治療開始前においては1回、その後は6月以内に1回に限り算定できる。</u></p> <p>(17)～(25) (略)</p> <p>D014 自己抗体検査 (1)～(18) (略)</p> <p>(19) <u>抗GM1IgG抗体</u> ア <u>抗GM1IgG抗体は、区分「D014」自己抗体検査に準じ、区分「D026」検体検査判断料の「5」の免疫学的検査判断料を算定する。</u> <u>ただし、検査料については、区分「D009」腫瘍マーカーの「16」のインターロイキン2受容体 (IL-2R) 精密測定に準じて算定できる。</u> イ <u>抗GM1IgG抗体は、ELISA法により、進行性</u></p>

筋力低下又は深部腱反射低下等のギラン・バレー症候群が疑われる所見が見られる場合において、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。

(20) 抗GQ1bIgG抗体

ア 抗GQ1bIgG抗体は、区分「D014」自己抗体検査に準じ、区分「D026」検体検査判断料の「5」の免疫学的検査判断料を算定する。

ただし、検査料については、区分「D009」腫瘍マーカーの「16」のインターロイキン2受容体（IL-2R）精密測定に準じて算定できる。

イ 抗GQ1bIgG抗体は、ELISA法により、眼筋麻痺又は小脳性運動失調等のフィッシャー症候群が疑われる場合において、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。

## ■新たに保険適用が認められた検査

平成19年7月31日 保医発第0731001号（平成19年8月1日適用）

<p>1. 低カルボキシル化オステオカルシン（ucOC）精密測定 （ECLIA法）</p>	<p>D008 内分泌学的検査の16に準じて算定する。</p>	<p>170点</p>
<p>平成18年3月6日保医発第0306001号の別添1の第2章「特掲診療料」第3部「検査」第1節「検体検査料」第1款「検体検査実施料」中、「D008 内分泌学的検査」の(16)～(24)を(17)～(25)とし、(15)の次に(16)として右のように加える。</p>	<p>D008 内分泌学的検査 (16) 低カルボキシル化オステオカルシン（ucOC）精密測定 ア 低カルボキシル化オステオカルシン（ucOC）精密測定は、区分「D008」内分泌学的検査の「16」のオステオカルシン精密測定に準じて算定できる。 イ 低カルボキシル化オステオカルシン（ucOC）精密測定は、骨粗鬆症におけるビタミンK<sub>2</sub>剤の治療選択目的で行った場合又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、治療開始前においては1回、その後は6月以内に1回に限り算定できる。</p>	

<p>2. 抗GM1 I g G抗体 (ELISA法)</p> <p>3. 抗GQ1 b I g G抗体 (ELISA法)</p>	<p>D014 自己抗体検査に準じて算定する。</p>	<p>460点</p> <p>※検査料は、 区分「009」 腫瘍マーカーの「16」 に準じて算定する。</p>
<p>平成 18 年 3 月 6 日保医発第 0306001 号の別添 1 の第 2 章「特掲診療料」第 3 部「検査」第 1 節「検体検査料」第 1 款「検体検査実施料」中、「D014 自己抗体検査」の(18)の次に(19)～(20)として右のように加える。</p>	<p>D014 自己抗体検査</p> <p>(19) 抗GM1 I g G抗体</p> <p>ア 抗GM1 I g G抗体は、区分「D014」自己抗体検査に準じ、区分「D026」検体検査判断料の「5」の免疫学的検査判断料を算定する。</p> <p>ただし、検査料については、区分「D009」腫瘍マーカーの「16」のインターロイキン2受容体(IL-2R)精密測定に準じて算定できる。</p> <p>イ 抗GM1 I g G抗体は、ELISA法により、進行性筋力低下又は深部腱反射低下等のギラン・バレー症候群が疑われる所見が見られる場合において、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。</p> <p>(20) 抗GQ1 b I g G抗体</p> <p>ア 抗GQ1 b I g G抗体は、区分「D014」自己抗体検査に準じ、区分「D026」検体検査判断料の「5」の免疫学的検査判断料を算定する。</p> <p>ただし、検査料については、区分「D009」腫瘍マーカーの「16」のインターロイキン2受容体(IL-2R)精密測定に準じて算定できる。</p> <p>イ 抗GQ1 b I g G抗体は、ELISA法により、眼筋麻痺又は小脳性運動失調等のフィッシャー症候群が疑われる場合において、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。</p>	

(日本医師会保険医療課)